

一般財団法人沖縄県剣道連盟表彰規程

- 第1条 この規程は、当連盟の行う表彰（感謝状を含む）について必要な事項を定めることを目的とする
- 第2条 当連盟は、沖縄県における剣道の普及発展に貢献し、その功績が顕著である個人、又は団体を表彰する
- 第3条 表彰は、次の基準に該当するもので、会長が表彰委員会に諮って決定する
- (1) 功労賞
 - ア 役員・監事として通算10年以上務めたもの
 - イ 評議員又は加盟団体役員として通算10年以上務めたもの
 - ウ 少年剣道教室等の活動を通じ地域剣道の普及発展に通算10年以上従事した個人
 - (2) 優秀選手賞・優秀指導者賞・優秀団体賞
 - ア 全剣連・九剣連及び高体連・中体連等が主催・共催する九州規模以上の大会で入賞した選手（団体、個人）及びその指導者
 - イ 本県代表として次の全国大会（選手権・東西対抗・都道府県・国体・居合道・杖道）に通算5回以上派遣された選手（団体・個人）
 - ウ 当連盟が主催する石原杯剣道大会において、通算5回優勝した選手
 - (3) 感謝状
 - ア 支援協力者 当連盟に10万円以上の寄付をしていただいた個人、団体
 - イ 支援協力会社 当連盟が主催する（幼少年大会・石原杯・佐久川杯）のプログラムへの協賛広告を通算合計20万円以上協力いただいた団体
 - ウ その他、特に功績があつて表彰に値すると認められる団体・個人
- 第4条 加盟団体及び関連団体・少年剣道教室は、前条に定める表彰該当者があると認められる場合連盟会長に表彰理由を明記した書面により表彰を推薦しなければならない
- 2 受賞後に再度受賞該当年数を充たせば推薦するものとする
- 第5条 表彰は、表彰状（又は感謝状）及び記念品を授与して行う。ただし場合により記念品は授与しないことができる
- 2 表彰は、年度末祝賀会の場で行う。但し小学生・中学生・高校生の表彰は石原杯大会等の開会式の場で行うことができる
- 第6条 当連盟が行う、関連機関への表彰推薦に関しては、表彰委員会に諮り、本規程による表彰者を優先するものとする
- 第7条 会長は、表彰関係簿冊を備え、常に整備しなければならない
- 第8条 表彰委員は理事の中から選任し会長が委任する
- 附則 この規程は、平成27年6月27日から施行する
この改正規程は、令和6年6月23日から施行する